

電子申請・届出システムについて

令和7年7月31日『地方公共団体向け「電子申請・届出システム」利用準備セミナー』

厚生労働省 老健局高齢者支援課

介護業務効率化・生産性向上推進室

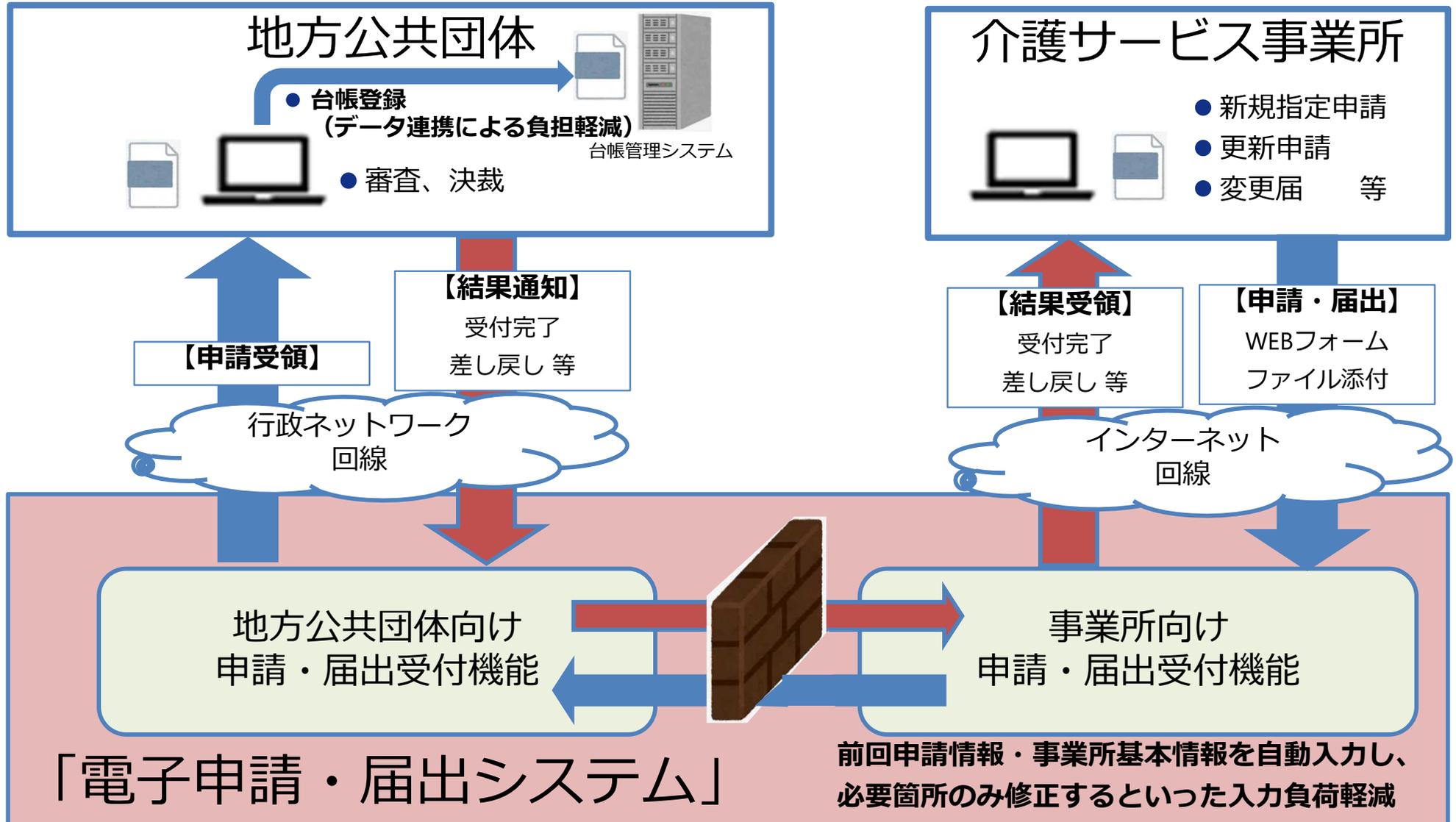
電子申請・届出システム整備の背景・目的

- デジタル手続法において、地方公共団体の手続について電子情報処理組織等により行うことができるようにするための施策に関し、国は、支援等に努めることとされている。
- デジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドワンス トップ）のもと、**地方公共団体の行政手続についても、オンライン化が努力義務とされている。**
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中で、「書面・押印・対面を前提とした我が国の行政手続の制度・慣行を抜本的に見直し、**デジタル技術を活用し、いつでも、どこでも、簡便に行政手続を行うようにすること**で、国民生活の質を高め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会を構築すること」等が記載されている。
- 「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、「介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、**介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請・届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる**」としており、**令和7年度までに全ての地方公共団体で電子申請・届出システムの準備を終えること**としている。

電子申請・届出システムの仕組み

令和4年下半期より、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める
介護事業所や施設の指定申請や各種届出のシステム利用（WEB入力）の運用開始

※令和7年度までに、全ての指定権者において利用開始・システム利用の原則化



電子申請・届出システムの機能（介護サービス情報公表システムの拡張）

「介護サービス情報公表システム」をベースに以下のような機能開発を行い同システムのサブシステムとして「電子申請・届出システム」を開発

機能	概要
①GビズID によるログイン	介護サービス事業所が「GビズID」を用いて指定申請機能にログインできる ※GビズID・・・行政手続等において手続を行う法人等を認証するための仕組み（法人・個人事業主向け共通認証システム）
②申請・添付ファイルの提出	介護サービス事業所は、オンラインにより新規指定申請、変更届出、更新申請等について、必要な項目を入力、またファイルをアップロードし、提出することができる。その他、以下を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none">● 提出した申請・届出の様式一式をダウンロードし、印刷する● 加算の届出等について、添付書類としてアップロードして提出する● 提出した申請・届出の受付状況を申請一覧上で確認する● 新たな申請・届出を行う際には、前回の申請情報に基づいて入力内容がプリセット表示される
③提出通知	事業所からの申請・届出等の提出を指定権者に通知する。 指定権者は提出された申請・届出の様式等一式を画面にて確認する。 ダウンロードや印刷が可能であり指定権者の運用に合わせて次のプロセスに進めることができる。
④事業所台帳管理システムへの入力連携	事業所から提出された申請・届出等について、電子申請・届出システムから、システム的なデータ連携や、ファイルダウンロード形式など、簡便なデータ連携を行い各指定権者がもつ事業所台帳管理システムへ取り込むことができる。
⑤受付完了・差戻し通知	指定権者は介護サービス事業所の提出した申請・届出等の内容に不備がないことを確認し、介護サービス事業所へ受付が完了した旨を通知する。その他、以下を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none">● 提出内容に不備がある場合に申請者に差し戻す● 受付完了又は差戻しの通知時に、受付結果のコメントの記入やファイルを添付する

令和5年度・6年度・7年度の電子申請・届出システム改修

自治体向けの改修

令和5年度

- ◆デモ環境の追加
- ◆インターネット環境から利用可
- ◆API連携機能追加（定義書作成）
- ◆様式変更対応

令和6年度

- ◆様式変更対応(4月/10月)
- ◆指定権者内の引継用コメント登録改善
- ◆取り下げられた申請の確認機能追加
- ◆マスター編集機能追加

令和7年度

なし

事業所向けの改修

令和5年度

- ◆デモ環境の追加
- ◆一括申請機能の追加
- ◆付表のコピー機能の追加
- ◆取り下げ時のメール通知機能追加
- ◆様式変更対応

令和6年度

- ◆様式変更対応（4月/10月）
- ◆生産性向上推進体制加算算定事業所における実績データ報告
- ◆取下申請等の履歴表示と再利用機能追加

令和7年度

- ◇一括申請機能の改善

* LGWAN利用を原則としておりますが、LGWAN環境がβ'の場合のみ申請に応じてインターネット接続に対応します。申請様式はヘルプデスクに要問合せください。

** 上記◇は今後運用開始予定

令和7年度特有の電子申請・届出システム準備等

令和8年度以降、介護事業所を含め本システムは原則利用が定められています

システム準備

- ★今年度システム準備を進める指定権者向けには、ヘルプデスクより準備最終年度として特有のスケジュールを案内（令和7年4月18日付、令和7年7月29日付）
- ★マスターはヘルプデスクにおいて事前インプットした形で設定⇒必要に応じて指定権者にて修正可能
- ★システム準備は令和7年9月に完了⇒10月から全ての指定権者に本番環境提供

利用開始時期

- ★令和7年度は指定権者の準備最終年度となります。
可能な限り令和7年12月までの利用開始準備完了をお願いいたします。
- ⇒上記お願いにもかかわらず、令和8年2～3月の利用開始となる場合は以下に連絡ください
連絡先：厚生労働省高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室
介護生産性向上担当 kaigoseisansei@mhlw.go.jp

指定権者ご担当者様へのお願い

- 1) 第6期・7期利用開始希望の指定権者、また第5期以前で、何等かの理由で利用開始に至っていない指定権者におかれましては、**可能な限り、令和7年12月までには利用開始の準備**を完了ください。
- 2) 事業所の利用状況の把握のためにもGビズIDの取得を推奨します。
- 3) 事業所への利用開始連絡（事務連絡・HPでの案内は必須）、並びに事業所からの問い合わせ受付は、指定権者に行っていただきます。厚生労働省のヘルプデスクは指定権者からの問い合わせ専用です。
- 4) 既に利用開始をしている指定権者においても、原則電子申請・届出システムのみで受け付けることができるよう、自治体内の手順の改善・ペーパーレス化推進や、事業所への周知徹底をお願いいたします。

注意事項)

事業所への利用開始連絡をしていなくても、システム準備が完了している指定権者においては、申請・届出がシステム経由で届いている可能性があります。定期的にシステムにアクセスしてご確認をお願いいたします。

利用・準備の状況（令和7年6月末時点）

利用開始済 指定権者数	システム準備済 利用開始前 指定権者数	システム準備前 指定権者数
1,268	282	68

既に利用開始をしている場合でも システム利用 ログが無い 指定権者 が散見される	課題となるのは 利用開始準備 伴走支援への参加や 厚労省HPを参考に 利用開始準備を進める
--	---

次ページ ①	次ページ ②
--------	--------

都道府県ご担当者さまへのフォローのお願い

令和8年度の電子申請・届出システム事業所利用の原則化に向けて

- 管轄下の指定権者の準備対応につきまして、進捗把握とフォローをお願いいたします。
8月に都道府県ご担当者向けに、管轄の指定権者の状況につきご案内と照会をいたします。

【ご案内する管轄指定権者のカテゴリー】

- ① 令和7年6月までに電子申請・届出システムの利用開始済と登録されている指定権者のうち、同システムの利用実績が無い指定権者
- ② 令和7年7月以降に電子申請・届出システムの利用開始登録をされている指定権者
(令和7年7～9月に同システムのシステム準備を行う指定権者を含む)

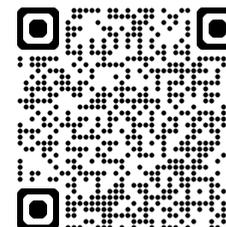
【ご確認頂きたい管轄指権者の状況】

- ✓ 利用開始予定月（遅くとも令和8年1月開始が望ましい）
- ✓ 準備を進める上での困りごと

お忙しいところ恐縮ですが、どうぞ宜しくご協力お願い申し上げます。

厚労省の「電子申請届出システム」ホームページ

介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請導入 | 厚生労働省



ホームページ
のQRコード

* QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化

介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望専用窓口について

◎介護事業所が簡素化や利便性向上に係る要望を提出するための窓口として「介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム」を設置しました。

【要望専用窓口】

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_hotline

◎これまでにいただいた要望について取りまとめた資料を公表しました。

【事務連絡】 [「介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望専用窓口」受付状況等の公表について \[151KB\]](#)

【資料】 [要望の取りまとめ公表資料 \[508KB\]](#)

1. 電子申請・届出システムの概要

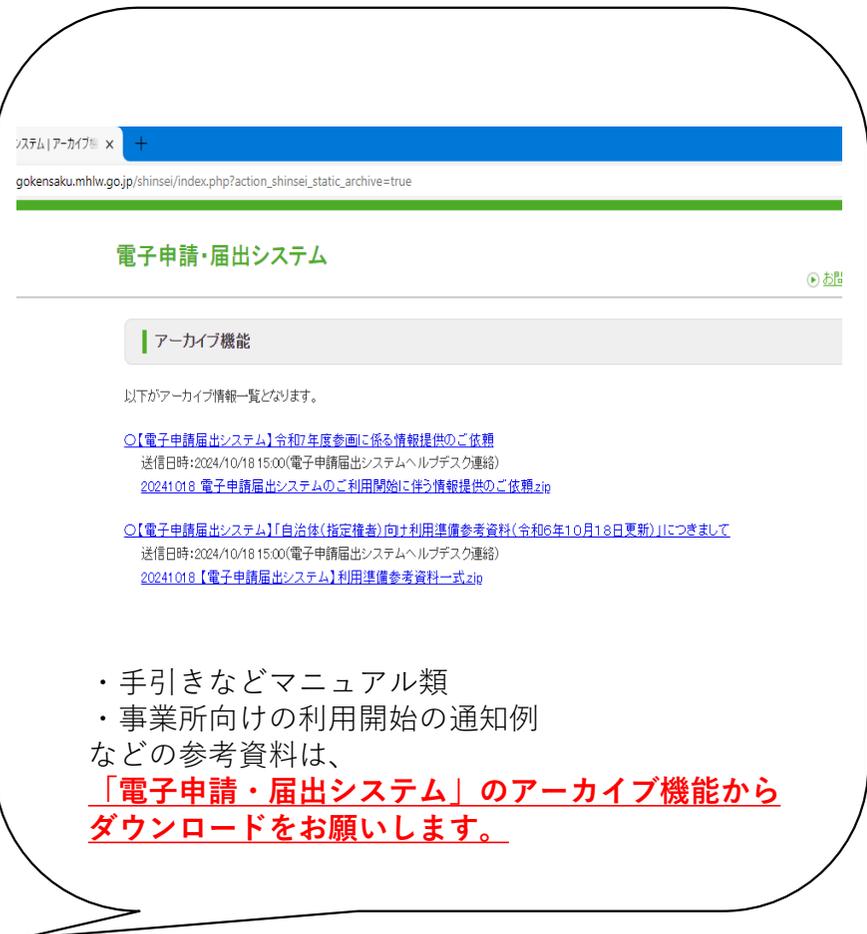
介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、介護サービス情報公表システムの機能拡張を行い、指定申請機能等のウェブ入力・電子申請を実現します。

（4）自治体（指定権者）向け利用準備参考資料（令和6年10月18日更新）

利用準備参考資料一式は、「電子申請・届出システム」自治体向けログイン画面（デモ環境含む）の右上にあります「お知らせ」記載のURL（資料等保管ページ）よりダウンロード願います。

【格納資料内容】

- ◎自治体向け手引き
- ◎自治体向け手引き付属資料（チェックリスト・WBS・業務フロー図・様式関連）
- ◎事業所向け手引き
- ◎GピズID、登記情報提供サービス関係資料（広報資料・補足説明）
- ◎デモ環境説明資料（地方公共団体向け・事業所向け）
- ◎操作ガイド（事業所向け）説明動画について



・手引きなどマニュアル類
・事業所向けの利用開始の通知例
などの参考資料は、
「電子申請・届出システム」のアーカイブ機能からダウンロードをお願いします。

最近のQ&A



電子申請・届出システムに関するQ&A

質問	回答
厚生労働大臣が定める様式等に添付書類を定めたチェックリストがあるが、ここに含まれない自治体独自の添付書類等は廃止すべきか。	令和6年4月より施行となった様式の標準化は、指定申請等に係る文書負担の軽減を目的としたものです。従って添付書類についても必要最小限のものにとどめられるよう、チェックリストの内容等を参考に各自治体にて見直しをご検討ください。
新規申請にて添付いただく登記事項証明書は、原本の提出を求める必要があるか。	電子申請・届出システムを利用した申請届出の受付時には、登記情報提供サービスを利用して事業所の登記情報を確認いただくことが前提となります。電子申請・届出システムのアーカイブ情報一覧ページにて、利用準備参考資料として登記情報提供サービスに関する説明資料を提供しておりますので、詳細はそちらをご覧ください。
電子申請・届出システムからの通知を受信するためのメールアドレスは、GビズID取得時に登録するメールアドレスと同一とすべきか。	電子申請・届出システムからの通知を受信するためのメールアドレスは、GビズIDに登録したものと別を設定することが可能です。また電子申請・届出システムにおけるメールアドレスの初回登録後も、四半期に一度の頻度で変更が可能です。
地域密着型ではない居宅介護支援事業所だが、届出先選択において、サービス分類が地域密着型しか選択できない。	指定権者（届出先）の関係上、居宅介護支援事業所に関してはサービス分類を地域密着型で選択していただく仕様になっています。今後、画面に注書きを入れるなどの改修を検討致します。
電子申請・届出システムの利用開始にあたり、事業者向けのリーフレット等の資料はあるか。	電子申請・届出システム内のアーカイブ機能情報一覧ページにて、利用準備参考資料の一つとして提供しております。なお、システム利用に係る事業者への周知は、各自治体様にて実施いただくようお願いいたします。
本システムの利用開始にあたって必要となる予算措置について教えてほしい。	電子申請・届出システムの利用開始それ自体は無料です。先行自治体の事例をみると、運用の変更に伴う業務委託の見直しや、事業所台帳管理システム側の各種設定変更、データを保管するためのサーバー増設などが付随して発生する場合があります。
本番環境での確認をしたい場合は、どのように確認すればよろしいでしょうか。	本番環境が利用可能になった段階から、管内の事業所へ利用開始の周知をするまでの間の期間を利用して、受付のテスト・確認を実施いただくことが可能です。テストが完了したのちにデータの削除を行いたい場合には、ヘルプデスクまでお問い合わせください。
電子申請・届出システムにおける加算届に関する情報のweb入力の対応予定について教えてほしい。	現時点では、加算に関する届出書類をweb入力形式にする予定はありません。

システム整備の背景等



社会保障審議会介護保険部会 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会 取りまとめ(令和4年11月7日)概要

介護分野の文書に係る負担軽減については、介護分野文書に係る負担軽減に関する専門委員会において、規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)「介護分野におけるローカルルール等による手続き負担の軽減」の内容も踏まえ、今後の更なる負担軽減の実現へ向け、主に以下の項目について議論と検討を行い、令和4年11月7日に取りまとめを行った。

取りまとめで示された主な負担軽減策の方向性

① 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例について

- 国が示している標準様式の使用が、地方公共団体にどの程度浸透しているのか確認のために調査を行うべきである。
- 指定申請等に係る文書の簡素化・標準化の取組を整理し、地方公共団体向けのガイドラインの作成を行うべきである。
- **標準様式例の使用を基本原則化するための取組として、介護保険法施行規則と告示に、標準様式について明記すること等の所要の法令上の措置を行うべきである。**(施行時期：令和6年度)

② 簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口について

- 専用窓口で受け付けた要望について、内容等を整理し、本専門委員会に報告を行い公表を行うべきである。
- 要望内容については、精査の上、必要に応じて本専門委員会での議論等を行うことや地方公共団体への助言等を行うべきである。
- 受付フォーマットや運営方法については、今後も随時検討を行うべきである。

今後の進め方

専用の窓口に提出された要望についての報告や改善等に対する対応及び「電子申請・届出システム」の利用状況等のフォローアップ等が必要であるため、引き続き協働で負担軽減について検討する場である本専門委員会を随時又は定期に開催することが有益である。

③ 「電子申請・届出システム」について

- **手引きや操作手順書の作成等、円滑なシステムの運用開始へ向けた支援を行うべきである。**
- **早期利用開始の地方公共団体に伴走支援を行い、好事例の横展開等により早期利用開始を促すべきである。**
- **利用開始時期の意向調査の実施と調査結果の公表を行うべきである。**
- **機能は地方公共団体等の意見等も踏まえて検討を行うべきである。**
- **システムの使用を基本原則化し、令和7年度までに全ての地方公共団体で利用開始するために、介護保険法施行規則にシステムについて明記する等の所要の法令上の措置を行うべきである。**

④ 地域による独自ルールについて

- **地方公共団体における独自ルールの有無、内容を整理し公表**を行うべきである。
- 専用の窓口へ提出のあった要望の中で、独自ルールに関する要望を整理し公表を行うべきである。

⑤ その他の課題について

- 処遇改善加算や事故報告、ケアプラン、介護DX等に関して示されたその他の意見については、関係審議会における検討の中で積極的に活かし、デジタル化や負担軽減を進めていくことを期待。

5. 個別分野の取組

<医療・介護・感染症対策>

(5) 利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築

No.19 介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減

【a,b,e,f：令和4年度措置、**c：（前段）令和7年度措置**、（後段）：令和4年度上期措置、**d：令和7年度措置**】

a 厚生労働省は、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書、指導監査関連文書について、介護事業者は国が定める様式に基づいて作成の上、国が定める書類を添付して手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる。その際、具体的な様式・添付書類を検討するに当たっては、現行の標準様式及び標準添付書類に準拠することを基本とする。また、国が定める様式及び添付書類には押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請する。

なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。

b 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、介護事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討する仕組みを構築し、内容及び件数、処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。

- c 厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、**厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続きを完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる。**ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。
- なお、当該措置が完了するまでの当面の間、厚生労働省は、介護事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したWEB上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。
- d 厚生労働省は、**介護保険法の関係法令の規定に基づく介護事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現するための所要の措置を講ずる。**ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。
- e 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る取組項目ごとの地方公共団体の実施状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、厚生労働省の「電子申請届出システム」の利用の有無、押印廃止の進捗状況、紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。
- f 厚生労働省は、地方公共団体による独自ルールの明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。

介護保険法施行規則(令和5年3月31日公布) ※令和6年4月1日施行

(申請等の手続における電子情報処理組織の使用)

=電子申請・届出システム

第百六十五条の七 次に掲げる申請、申出又は届出（以下この条において「申請等」という。）は、**厚生労働省の使用に係る電子計算機**（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と**申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法**であって、**当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録**されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。）により提出しなければならない。

1. 第百十四条第一項若しくは第二項、第百十五条第一項若しくは第三項、第百十六条第一項若しくは第三項、第百十七条第一項若しくは第三項、第百十八条第一項若しくは第三項、第百十九条第一項若しくは第二項、第百二十条第一項若しくは第三項、第百二十一条第一項若しくは第三項、第百二十二条第一項若しくは第三項、第百二十三条第一項若しくは第三項、第百二十四条第一項若しくは第三項、第百二十五条第一項若しくは第三項、第百二十六条の十三第一項、第百三十一条の二の二第一項若しくは第二項、第百三十一条の三第一項若しくは第二項、第百三十一条の三の二第一項若しくは第三項、第百三十一条の四第一項若しくは第三項、第百三十一条の五第一項若しくは第三項、第百三十一条の六第一項若しくは第三項、第百三十一条の七第一項若しくは第二項、第百三十一条の八第一項若しくは第二項、第百三十一条の八の二第一項若しくは第二項、第百三十一条の十六第一項、第百三十一条の十七第一項、第百三十一条の十八第一項、第百三十二条第一項若しくは第二項、第百三十四条第一項若しくは第二項、第百三十六条第一項、第三項、第四項、第六項若しくは第七項、第百三十八条第一項、第三項、第四項、第六項若しくは第七項、第百四十条の四第一項若しくは第三項、第百四十条の五第一項若しくは第三項、第百四十条の六第一項若しくは第三項、第百四十条の七第一項若しくは第三項、第百四十条の九第一項若しくは第三項、第百四十条の十第一項若しくは第三項、第百四十条の十一第一項若しくは第三項、第百四十条の十二第一項若しくは第三項、第百四十条の十三第一項若しくは第三項、第百四十条の十四第一項若しくは第三項、第百四十条の二十四第一項若しくは第三項、第百四十条の二十五第一項若しくは第三項、第百四十条の二十六第一項若しくは第三項、第百四十条の三十二第一項若しくは第三項又は第百四十条の六十三の五第一項若しくは第二項の規定による申請

【指定申請・更新申請】

2. 第百二十九条第一項、第百三十条第一項、第百三十条の五第一項、第百三十一条の十一の九第一項、第百四十条の十七の六第一項、第百四十条の二十第一項、第百四十条の二十一第一項又は第百四十条の二十八の二第一項の規定による申出

特例に係る別段の申出

3. 第百三十一条第一項、第三項若しくは第四項、第百三十一条の十一の十第一項（同条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）、第百三十一条の十三第一項、第三項若しくは第四項、第百三十一条の十三の二第一項、第百三十三条第一項から第三項まで、第百三十五条第一項若しくは第二項、第百三十七条第一項から第三項まで、第百四十条の二の二第一項から第三項まで、第百四十条の二十二第一項、第三項若しくは第四項、第百四十条の二十八の三第一項（同条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）、第百四十条の三十第一項、第三項若しくは第四項、第百四十条の三十五第一項若しくは第二項、第百四十条の三十七第一項から第三項まで又は第百四十条の六十二の三第二項第四号から第六号までの規定による届出

【変更届等】

参考情報

- ・介護情報基盤の利用開始
- ・ケアプランデータ連携システム利用促進

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）【令和5年5月19日公布】 介護情報基盤の整備

社会保障審議会 介護保険部会（第113回）	資料1
令和6年7月8日	

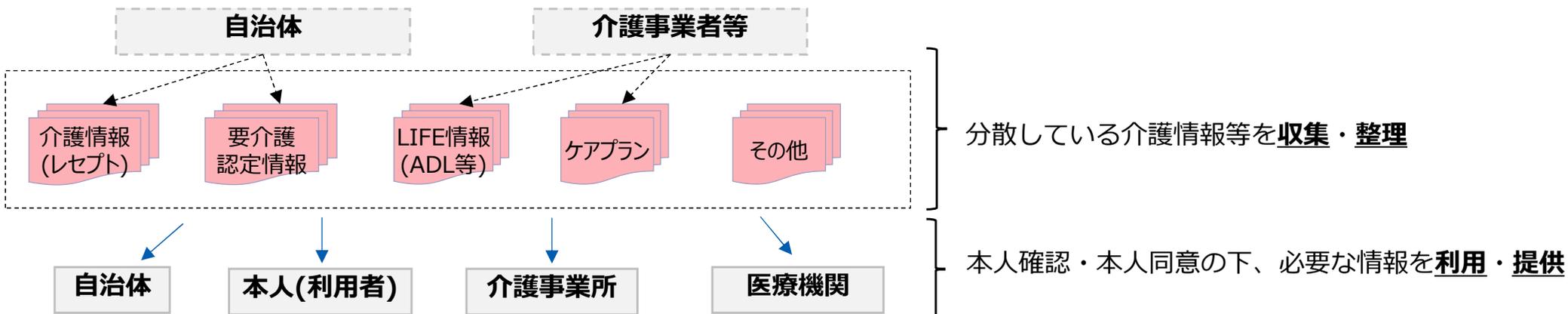
改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今後、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、**自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備**する。
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
 - ✓ 自治体：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
 - ✓ 利用者：利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
 - ✓ 介護事業者・医療機関：本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者提供する介護・医療サービスの質を向上。
※ さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、**保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける。**

改正の概要・施行期日

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を**地域支援事業として位置付ける。**
- 市町村は、当該事業について、**医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託**できることとする。
- 施行期日：公布後4年以内の政令で定める日

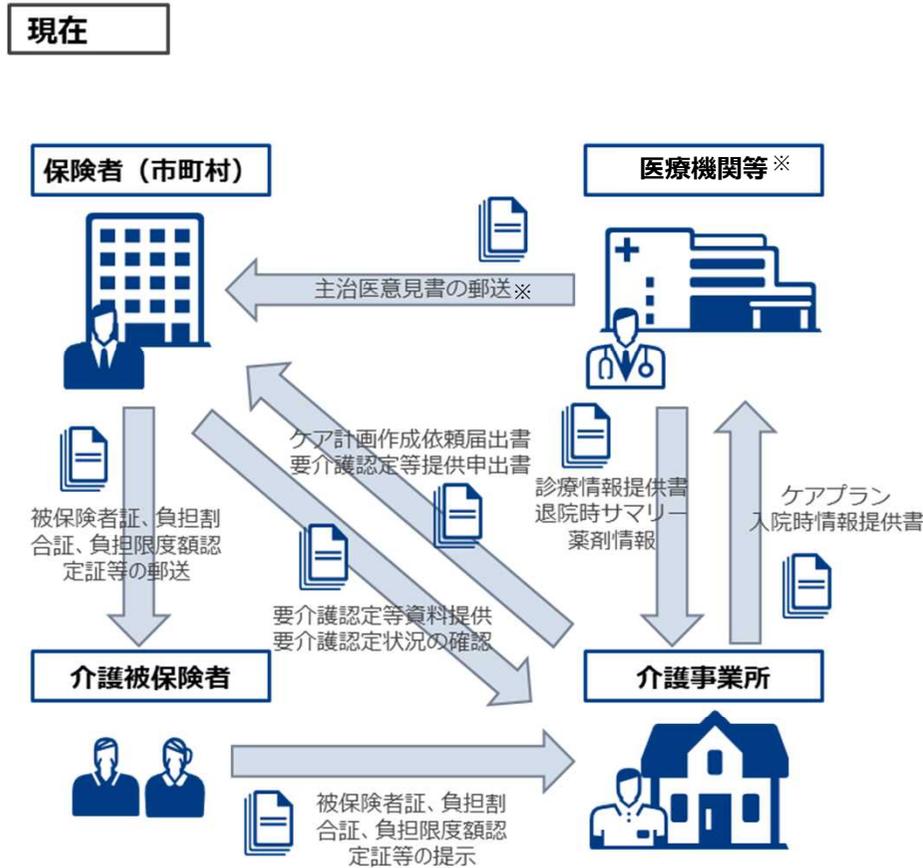
<事業のイメージ> ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。



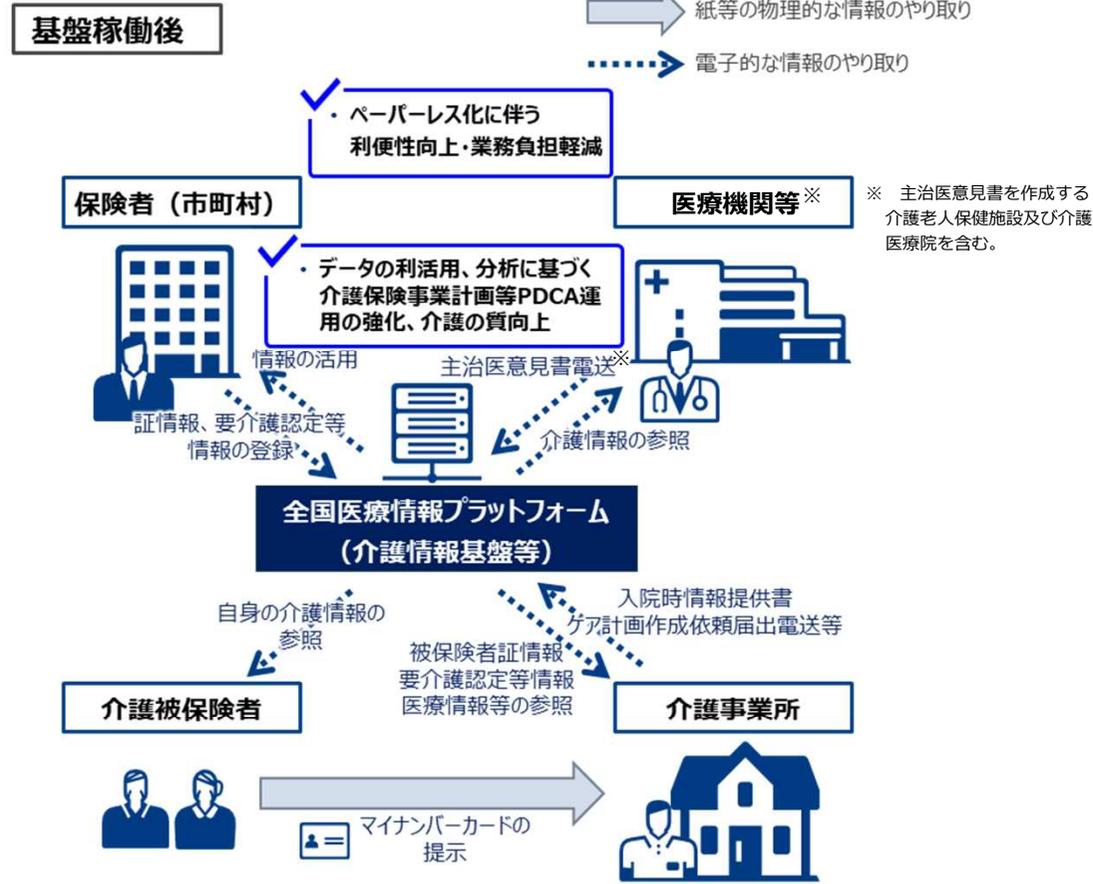
介護情報基盤整備の目的

- 利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、**これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有することで、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）**を図る。
- さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、**事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上**を図る。

介護情報基盤の活用イメージ



⚠ 各種情報の紙によるやり取り（証の紛失・再発行の発生、情報のやり取りのため郵送や市町村窓口への移動、負担割合証等の年間約500万件超に及び証発行と事業所による確認・入力等）による非効率な業務、本来業務に時間が割けない、等



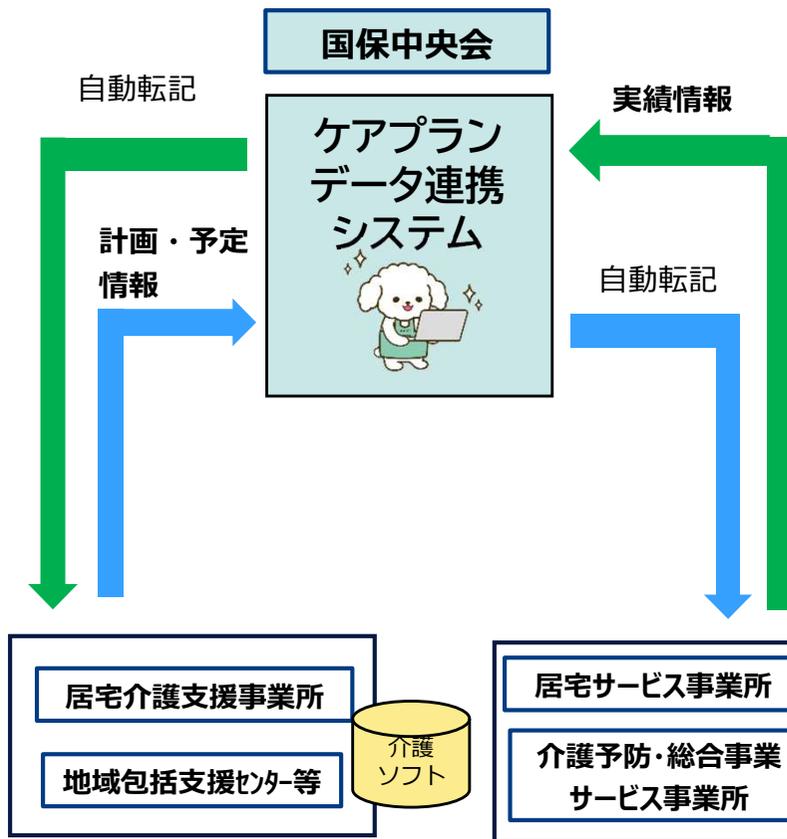
✓ 介護事業所におけるデータ共有による多職種連携強化
✓ 利用者の状態の適切な理解と利用者の状態に適したサービス利用の実現

※ 主治医意見書を作成する介護老人保健施設及び介護医療院を含む。

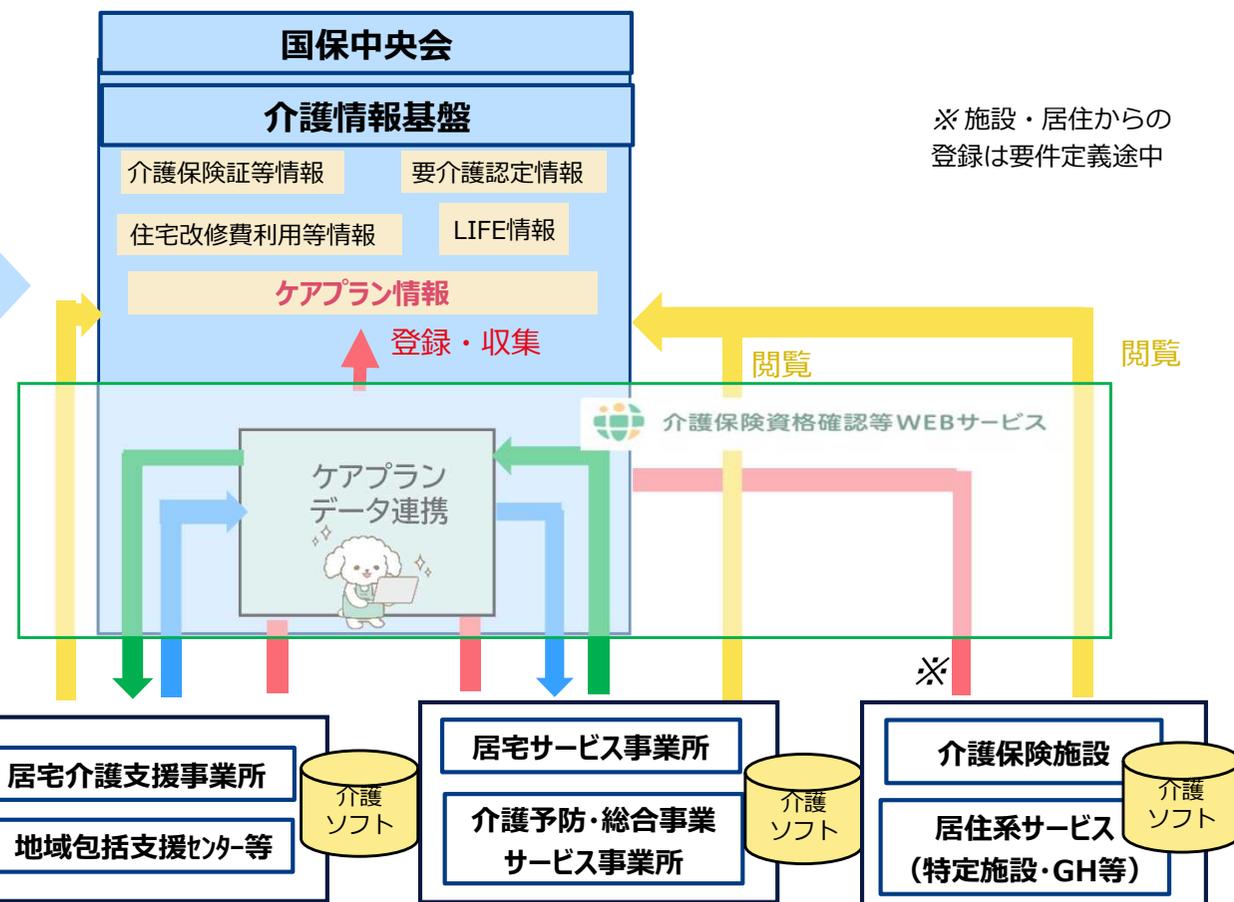
介護情報基盤とケアプランデータ連携機能の統合（イメージ）

- 介護情報基盤とケアプランデータ連携機能について、統合して一体的に運用することで、①事業者における利便性が向上すること、②ランニングコストの軽減が見込まれること、③事業者等に向けた普及促進が図られることから、**介護情報基盤とケアプランデータ連携機能を統合することとしてはどうか。**

既存のケアプランデータ連携システム



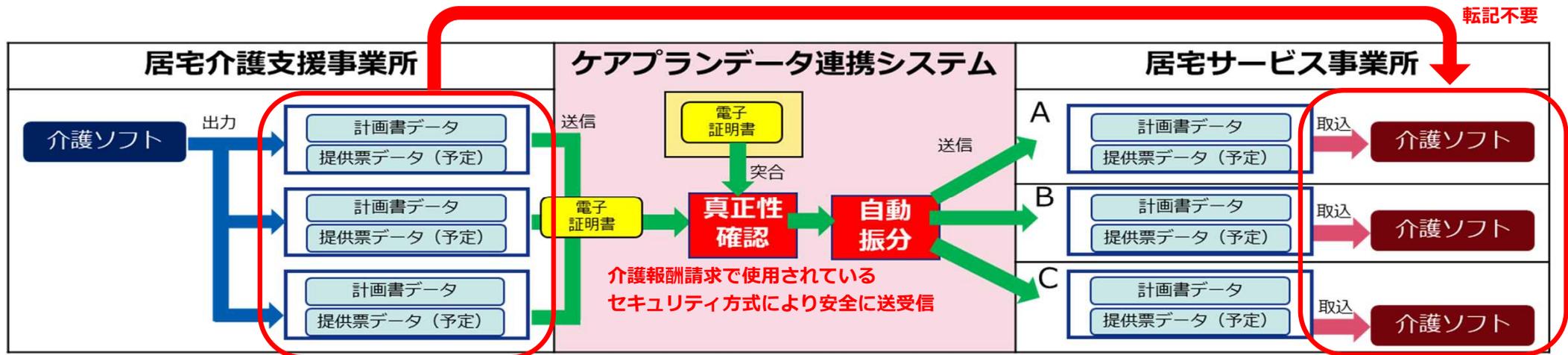
介護情報基盤とケアプランデータ連携機能を統合する場合



ケアプランデータ連携システムについて (令和5年度より国民健康保険中央会にて本格稼働)

これまで毎月紙でやり取りされ、介護事業所の負担が大きかったケアプラン（計画・予定・実績の情報）をオンラインで完結するシステムを提供。
「データ連携標準仕様」に対応した介護ソフトとの連携により、ケアマネ・サービス事業所共に転記不要による事務負担の軽減を実現。

【計画・予定情報の流れ】 以下に加えて令和7年5月より地域包括支援センターと介護予防サービス・総合事業間の連携も可能に



※実績情報は逆の流れとなり、予定情報と同様、真正性確認の上、振分けられる。

期待される効果（居宅介護支援事業所の場合）

- FAX・郵便切手・紙不要による **事務経費の削減**
- データ自動反映に伴う転記不要で **「ミス」の削減・「時間」の効率化**
- 間接事務（FAX・封入・移送時間・紙処理）にかける **「時間」の削減**
- 従業者の間接事務負担軽減で **「心理的負担軽減」が可能**
- 従業者の残業削減・直行直帰可など **「ライフワークバランス」の改善**
- ケアマネジメントにかける時間増による **「従業者満足度」と「サービスの質」の向上**
- 逓減制緩和等加算やミス削減に伴う返戻減による事業所の **「経営力」の向上**



イメージキャラクター
ケアプー



ヘルプデスクサ
ポートサイト

ケアプランデータ連携システム フリーパスキャンペーン

ケアプランデータ連携システム



フリーパスキャンペーンとは、ケアプランデータ連携システムすべての機能を**1年間無料でご利用できる期間限定のキャンペーン**です。「導入コストが気になる」「周りの事業所を誘いたいけれど、きっかけがない」。そのようなお声にお応えし、業務改善の第一歩を、負担ゼロで気軽に始められるキャンペーンとなっています。

キャンペーン申請期間

2025年6月1日～2026年5月31日（予定）

無料でご利用いただける期間は、申請いただいた日から1年間です。

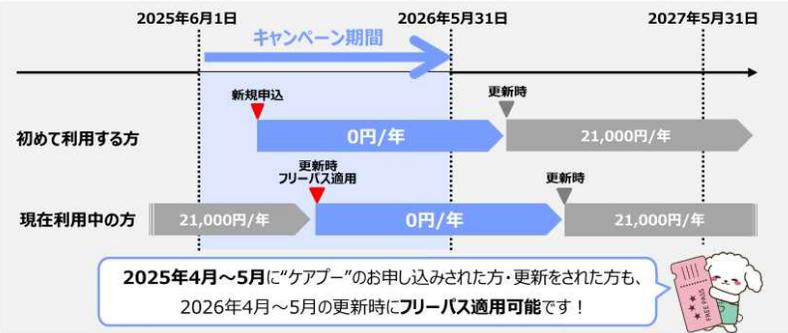
ライセンス料

対象となる事業所

通常
21,000円/年 → **0円/年**

すべての介護事業所が対象です

初めて利用する方 ◯ 現在利用中の方 ◯ 一度ご利用をやめた方 ◯



詳しくは、サポートサイト内 特設ページよりご覧ください

※特設ページは、3月14日(金)より公開

ケアプラン ヘルプデスク 検索

フリーパスキャンペーンに係るご質問・お問合せ先

ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト
TEL 0120-584-708 受付時間 9:00～17:00（土日祝日除く）
サポートサイト内にて、メッセージフォームからも受け付けています。

- 1年間フリーパスの配布期間
2025年6月1日～2026年5月31日
- 対象となる事業所
全ての介護事業所（初めて、利用中、再利用）
- 利用可能な機能
全ての機能



フリーパスキャンペーン特設サイト

<https://www.careplan-renkei-support.jp/freepass/index.html>

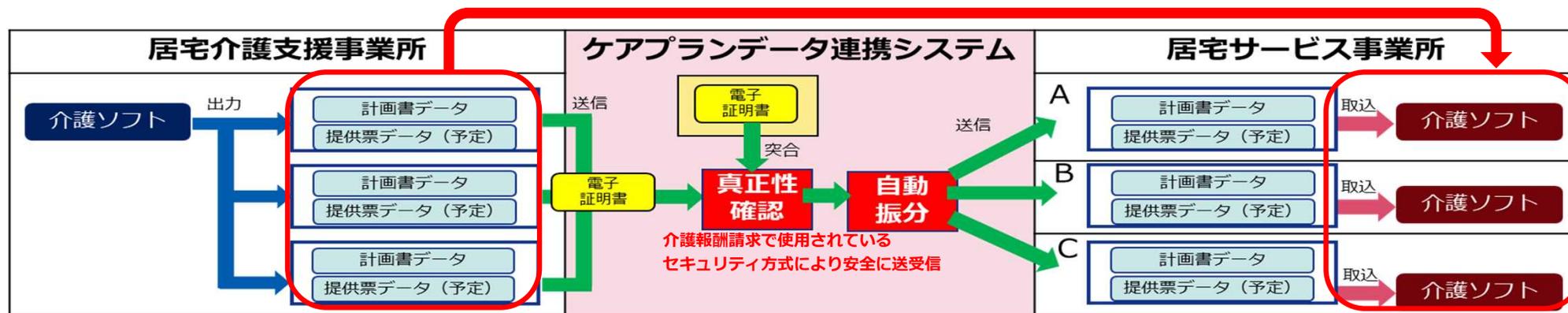
ケアプランデータ連携システムについて (令和5年度より国民健康保険中央会にて本格稼働)

これまで毎月紙でやり取りされ、介護事業所の負担が大きかったケアプラン（計画・予定・実績の情報）をオンラインで完結するシステムを提供。「データ連携標準仕様」に対応した介護ソフトとの連携により、ケアマネ・サービス事業所共に転記不要による事務負担の軽減を実現。

【計画・予定情報の流れ】 以下に加えて令和7年5月より地域包括支援センターと介護予防サービス・総合事業間の連携も可能に

※実績情報は逆の流れとなり、予定情報と同様、真正性確認の上、振分けられる。

転記不要



期待される効果（居宅介護支援事業所の場合）

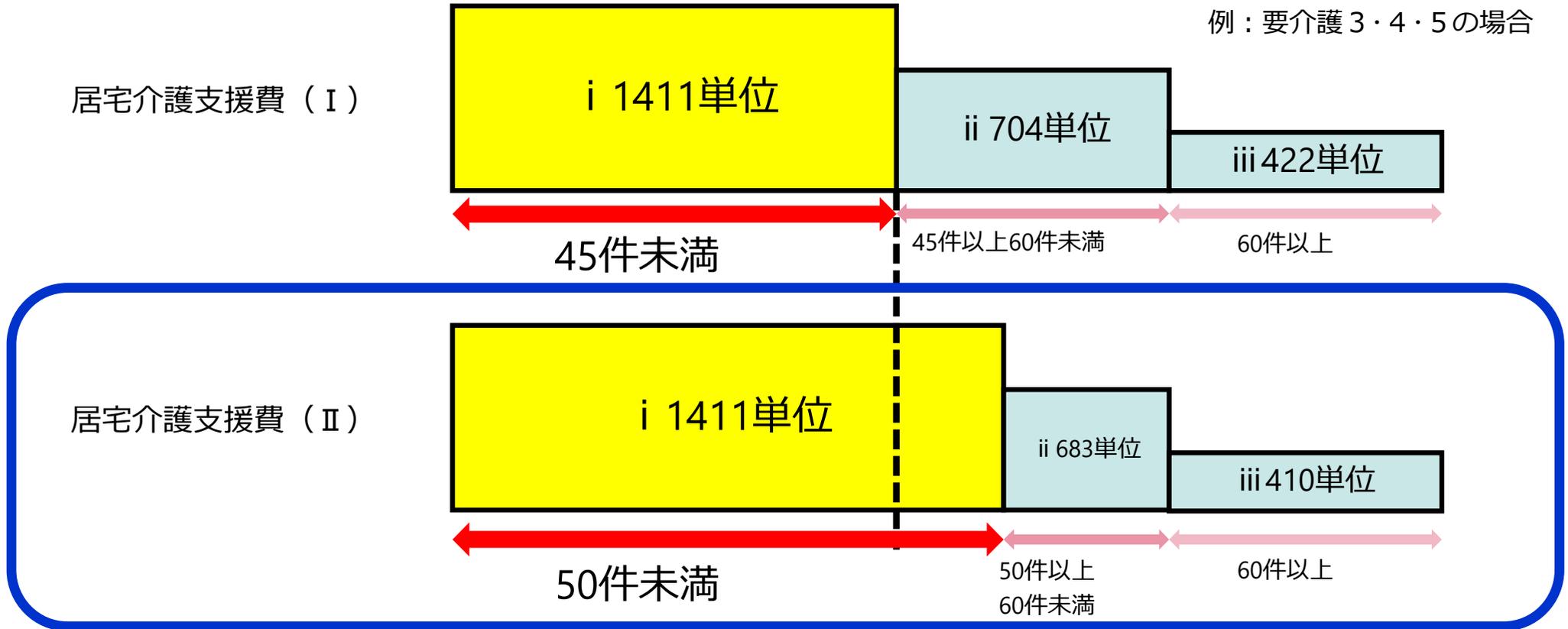
- FAX・郵便切手・紙不要による **事務経費の削減**
- データ自動反映に伴う転記不要で **「ミス」の削減・「時間」の効率化**
- 間接事務（FAX・封入・移送時間・紙処理）にかける **「時間」の削減**
- 従業者の間接事務負担軽減で **「心理的負担軽減」が可能**
- 従業者の残業削減・直行直帰可など **「ライフワークバランス」の改善**
- ケアマネジメントにかける時間増による **「従業者満足度」と「サービスの質」の向上**
- 逓減制緩和等加算やミス削減に伴う返戻減による事業所の **「経営力」の向上**



ヘルプデスクサポートサイト



令和6年度介護報酬改定 介護支援専門員1人当たりの取扱件数



【算定要件】

- ケアプランデータ連携システムの利用（他の居宅サービス事業者とのデータ連携の実績は問わない）
- 事務員の配置（事業所における業務の実情を踏まえ、適切な数の人員を配置）

令和6年度補正予算 介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策 介護テクノロジー導入・協働化等支援事業

1 介護テクノロジー定着支援事業

介護テクノロジーを導入する事業所に対して都道府県がその支援を実施

(1) 介護テクノロジーの導入支援

① 「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する介護テクノロジー

- 「福祉用具情報システム」（（公財）テクノエイド協会）で「介護テクノロジー」として選定された機器は、原則として補助対象 <https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>
- 介護記録ソフトは、重点分野のうち「介護業務支援」であり、記録業務、事業所内外の情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているもの。機能詳細は厚労省が実施する「介護ソフト機能調査」結果により判断
- 居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所が申請出来る介護記録ソフトは、これに加え、国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果等により、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること、②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていること を確認

② その他

- ①によらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながる都道府県が判断した機器等

(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合の支援を行う（通信環境整備経費も含む。）

(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援 テクノロジー導入する事業所は必須

以下のいずれかを実施。

- ①コンサルティング会社等による業務改善支援
- ②介護生産性向上総合相談センター等による業務改善支援

【補助上限額】

(1) ①のうち、移乗支援、入浴支援（1機器あたり）、②に該当する機器	100万円
介護業務支援のうち「介護ソフト」	250万円※1~3
上記以外（1機器あたり）	30万円
パッケージ型導入支援（機器等の合計経費）	400万円以上、1000万円以下で都道府県が設定する額
一体的に行う業務改善支援	45万円（3を併せて実施する場合は48万円）

- ※ 1 利用者一人あたりのライセンス料で合計金額が変動する契約の場合は職員数に応じて100万円～250万円
- ※ 2 情報端末の上限は10万円
- ※ 3 「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は5万円を加算

【補助要件】

- 業務改善計画の作成・報告
- 施設系サービス：利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置
- 居宅介護支援・居宅サービス：令和7年度中にケアプランデータ連携システムの利用開始
- 業務改善に係る効果の報告（補助を受けた翌年度から3年間）等

2 地域における介護現場の生産性向上普及推進事業

(1) 面的支援によるモデル施設の育成・モデル地域づくり事業

地域のモデル施設の育成等、事業所の生産性向上の取組を面的に支援する事業を都道府県が実施
【対象経費】

- ①介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入
 - ②テクノロジーの導入に向けた職員に対する研修
 - ③業務コンサルタントの活用
 - ④好事例集の作成
 - ⑤その他本事業に必要と認められるもの
- ※ 対象事業所数に上限なし。
※ 1都道府県あたり上限3モデル

【補助上限額】 1モデルあたり 2,000万円

(2) ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業

ケアプランデータ連携を行う事業所グループを構築し活用促進する事業を都道府県が実施
【対象経費】

- ①介護ソフト、PC等のケアプランデータ連携システムの利用に必要な機器等
 - ②実施主体が普及啓発のためのデモ環境を整備するのに必要な経費
 - ③介護事業所が主導して連携先事業所を探索し事業所グループ構築に繋げるために必要な経費
 - ④ケアプランデータ連携システムの活用に係る研修
 - ⑤介護事業所の生産性向上を支援する業務コンサルタントの活用
 - ⑥実施主体がモデル地域の効果測定等を行うために事業所に支払う謝礼金等
 - ⑦好事例集の作成
 - ⑧その他本事業に必要と認められるもの
- ※ 対象事業所数・モデル数に上限なし。
1都道府県あたり上限6,000万円

【補助上限額】 1モデルあたり 850万円

- 市町村が実施主体となることも可能

3 協働化・大規模化等による職場環境改善事業

小規模法人を1以上含む複数の法人による事業者グループが協働化等を行う取組を支援

【対象経費】

- ①合同での人材募集や一括採用等による人材確保、職場の魅力発信に必要な経費
- ②共同送迎の実施に向けた調査等に必要経費
- ③職場環境改善等、従業者の職場定着や職場の魅力向上に資する取組に必要な経費
- ④合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成に必要な経費
- ⑤人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化に必要な経費
- ⑥加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化に必要な経費
- ⑦各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要経費
- ⑧協働化等にあわせて行うICTインフラの整備に必要な経費
- ⑨協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費
- ⑩経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費
- ⑪その他本事業に必要と認められるもの

【補助上限額】 1事業者グループあたり 1,200万円

- 事業者グループを構成する1法人毎に120万円（訪問介護の場合150万円）
- 市町村が実施主体となることも可能

【補助率】	1と併せて3を実施	国・都道府県4/5、事業者1/5
	2を実施	国・都道府県10/10
	1又は3のみを実施	国・都道府県3/4、事業者1/4

介護分野における K P I

- 介護分野におけるデジタル行財政改革を推進するため、基盤・環境の整備（インプット）や基盤・環境の活用（アウトプット）の各段階で適切な K P I を設定し、効果の創出（アウトカム）を目指す。

		2023年	2026年	2029年	2040年	定義等	
基盤・環境の整備 Environment	生産性向上方策等周知件数	2,570件 (R5暫定値)	増加	増加	—	(単年度) セミナー、フォーラム、都道府県窓口セミナーへの参加件数、動画再生回数の増加	
	デジタル（中核）人材育成数（2023年度より実施）	500名	5,000名	10,000名	—	(累計) デジタル（中核）人材育成プログラム受講人数（国が実施するもので、自治体や民間が実施する研修等の数は含んでいない）	
	都道府県ワンストップ窓口の設置数（2023年度より実施）	5	47	47	47	(累計) 各都道府県における設置数	
	委員会設置事業者割合※（2024年度より実施）	—	【2024年夏までに調査を実施し、目標を設定】			(累計) 入所・泊まり・居住系サービスは3年後義務化予定、KPIは全サービスを対象とする（一部サービスを除く）	
	ケアプランデータ連携システム普及自治体の割合（2023年度より実施）	事業者が活用している自治体の割合	40%	80%	100%	100%	(累計) 管内事業者が利用している市区町村の割合
		複数の事業者が活用している自治体の割合	—	50%	90%	100%	(累計) 管内事業者が3割以上利用している市区町村の割合
	ICT・介護ロボット等の導入事業者割合※	29%	50%	90%	90%以上	処遇改善加算の職場環境要件の算定状況を集計	
	介護現場のニーズを反映したICT・介護ロボット等の開発支援件数	52件 (R5暫定値)	60件以上	60件以上	—	(単年度) 介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業における開発企業とニーズのマッチング支援件数を集計	
	基盤・環境の活用 Use Case	生産性向上の成果※	デジタルを活用した報告（年1回）を原則とし、都道府県及び厚生労働省が確認できること				
		①全介護事業者	1ヶ月の平均残業時間の減少	6.4h	減少又は維持	減少又は維持	減少又は維持
有給休暇の取得状況（年間平均取得日数）			7.4日	8.4日	10.9日	全産業平均以上	3年間の平均値が目標値又は前回の数値より増加又は維持（令和4年（又は令和3会計年度）平均取得日数10.9日）
②加算取得事業者及び補助金を利用して機器を導入した事業者（2024年度より実施）		1ヶ月平均残業時間が①の群より減少する事業者の割合	—	30%	50%	90%以上	事業者からの報告
		有給休暇の取得状況（年間平均取得日数）が①の群より増加する事業者の割合	—	30%	50%	90%以上	事業者からの報告
③上位加算取得事業者及び特例的な柔軟化を実施する事業者（2024年度より実施）		総業務時間の減少割合	—	25%	25%	25%	タイムスタディの実施（令和4年度実証事業並の変化率）
		1ヶ月平均残業時間が②の群より減少する事業者の割合	—	30%	50%	90%以上	事業者からの報告
		有給休暇の取得状況（年間平均取得日数）が②の群より増加する事業者の割合	—	30%	50%	90%以上	事業者からの報告
効果をはかる Outcome		年間の離職率の変化※	デジタルを活用した報告（年1回）を原則とし、都道府県及び厚生労働省が確認できること				
		①全介護事業者	15.7% (R4調査)	15.3%	15.0%	全産業平均以下	3年間の平均値が目標値又は前回の数値より減少又は維持（令和4年産業計15.0%）
	②加算取得事業者及び補助金を利用して機器を導入した事業者（①の群より減少した事業所の割合）	—	30%	50%	90%以上	事業者からの報告	
	③上位加算取得事業者及び特例的な柔軟化を実施する事業者（②の群より減少した事業所の割合）	—	30%	50%	90%以上	事業者からの報告	
	人員配置の柔軟化（老健、特養、特定（注2））※	—	1.3%	8.1%	33.2%	令和5年度の介護事業経営実態調査を始点とし、人員配置の変化率を確認	

注1) ※をつけたものはサービス類型毎にデータを集計・分析し公表する予定としており、サービスが限定されていないものは原則全サービスとする
 注2) 職員一人あたりに対する利用者の人数は、老人保健施設で2.2対1、介護老人福祉施設で2.0対1、特定施設入居者生活介護指定施設（介護付きホーム）で2.6対1となっている（令和5年度介護事業経営実態調査結果より算出）
 注3) 参考指標として介護職員全体の給与（賞与込みの給与）の状況を対象年毎に確認
 注4) 本KPIは、必要に応じて随時に見直しを行うものとする

自治体等がケアプランデータ連携システムの面的な普及を図る対策の具体

★ 厚生労働省の事務連絡や各種資料をタイムリーに事業所に展開

- ヘルプデスクサポートサイトの情報をタイムリーに事業所に展開
- 普及啓発のための勉強会・研修会を開催
- 集団指導での概要説明や連絡会・ケア会議を活用した周知
- モデル地域づくり等に参画した事業所の業務改善等伴走支援
- 活用事例の収集・横展開・ガイドブック作成
- ポスター掲示や窓口への関連資料常設
- 関連ホームページを作成
- 事業所向けの広報媒体等で普及啓発
- ワンストップ窓口でのデモ機を活用したガイダンス
- ケアプランデータ連携システム利用の効果測定事業実施



国民健康保険中央会のヘルプデスクはメーリングリストによる情報発信も進めています
本説明会後に自治体のご担当者様をメーリングリストに登録させていただきます
情報収集手段としてご活用ください（不要の場合はサイトからオプトアウトください）



（ご参考）令和7年7月18日（金）に開催した自治体向け説明会の動画
<https://www.youtube.com/watch?v=Ghvji5Lx5wg>